

## ごみ保管灰の安全な処分等に向けた取組における安全対策について

### 1 管理目標値

本市では、公共施設において局所的に放射線量が高い箇所（いわゆるホットスポット）を把握し、市民から放射線源を遠ざける等の安全対策を行うため、平成 23 年 6 月にホットスポットの目安値として、「 $0.19\mu$ シーベルト/h」（空間放射線量）を設定している。

ごみ保管灰の処理を行うにあたっては、処理を行う作業員の安全に配慮し、本市の空間放射線量の目安値を準用し、「 $0.19\mu$ シーベルト/h」を管理目標値としている。

### 2 安全対策について

ごみ保管灰の処理を行うにあたり、厚生労働省の「事故由来廃棄物処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」を参考に、本市の管理目標値を下回るよう、安全対策を実施する。

#### （1）飛散防止対策

ごみ保管灰の処理を行う浮島処理センター内の灰積み出し場には、新たに飛散防止対策のための専用ブース（作業エリア）を設置するとともに、専用の集じん装置を配置する。

#### （2）作業エリア内の空間放射線量計による測定

ごみ保管灰の処理の作業を開始する前には、作業エリア内の空間放射線量の測定を行い、本市の管理目標値である  $0.19\mu$ シーベルト/h を下回っていることの確認を行ったうえで作業を実施する。

#### （3）積算放射線量計の携帯

作業員に積算線量計を携帯させ、放射線量を測定し、一般人の年間被ばく線量限度である年間  $1\text{ m}$  ( $1,000\mu$ ) シーベルト\*を超えて作業を行うことのないよう累計記録による管理を行う。 ※ 国際放射線防止委員会 2007 年勧告による

#### （4）防護具の着用

作業エリア内での作業の際には、防護衣及び防塵マスクを必ず着用させる。